

## ① 稲沢市【H17. 4. 1合併】

## 合併重点支援地域 【H15. 4. 30指定】



- ・15年 4月 9日 任意合併協議会「稲沢市・祖父江町・平和町合併検討協議会」設置。
- ・15年 6月16日～18日 1市2町の6月議会で法定協議会設置議案を議決。
- ・15年 7月 1日「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会」設置。
- ・15年 8月27日 第3回協議会において、合併期日を平成17年3月1日とすること、新市の事務所の位置を現稲沢市役所とすることを決定。
- ・15年10月 1日～17日 1市2町の全小学校で市町村合併住民懇談会を開催。
- ・15年12月 4日 第6回協議会において、合併方式を「対等合併・編入方式」（法制度上は、祖父江町及び平和町を廃し、稲沢市に編入）とすること、新市の名称は住民に対して公募を行って決めることを決定。
- ・15年12月17日 祖父江町議会は「合併の可否に関する住民投票条例」案を議決。
- ・16年 1月31日 第8回協議会において、新市の名称を「稲沢市」とすることを決定。
- ・16年 3月30日 第10回協議会において、新市建設計画を決定。
- ・16年 4月11日 祖父江町は、「合併の可否に関する住民投票」を実施。賛成が過半数（55.7%）。
- ・16年 5月15日 第11回協議会において、合併期日を平成17年3月1日から同年4月1日に変更することを決定。
- ・16年 6月 1日 合併協定に調印。
- ・16年 6月23日 1市2町の議会において合併関連議案を議決。
- ・16年 7月 5日 県知事に合併申請書を提出。
- ・16年10月 7日 県議会において、合併関連議案を議決。
- ・16年10月 8日 県知事処分。
- ・16年10月14日 県知事が総務大臣に届出。
- ・16年11月 5日 総務大臣告示。
- ・17年 4月 1日 新「稲沢市」発足。

## ② 一宮市【H17.4.1合併】

合併重点支援地域 【H15.2.19指定】



- ・15年 1月14日 任意合併協議会「一宮市・尾西市・木曾川町合併検討協議会」設置。
- ・15年 6月16日～ 7月 1日 2市1町の議会で法定協議会設置議案を議決。
- ・15年 7月 2日 「一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会」設置。
- ・15年 9月10日 尾西市議会は「合併の可否に関する住民投票条例」案を議決。
- ・15年 9月30日 第2回協議会において、合併の期日を平成17年3月を目標とする（具体的な期日は別途協議）こと、新市の名称は住民に対して公募を行って決めることを決定。
- ・15年11月13日 第3回協議会において、合併方式を「対等合併・編入方式」（法制度上は、尾西市及び木曾川町を廃し、一宮市に編入）とすること、新市の事務所の位置を現一宮市役所とすることを決定。
- ・15年12月24日 第4回協議会において、新市の名称を「一宮市」とすることを決定。
- ・16年 1月17日～ 2月15日 住民説明会を開催
- ・16年 2月29日 尾西市は、「合併の可否に関する住民投票」を実施。賛成が多数（71.7%）。
- ・16年 5月28日 木曾川町議会は「合併の可否に関する住民投票条例」案を議決。
- ・16年 7月25日 木曾川町は「合併の可否に関する住民投票」を実施。賛成が多数（51.3%）
- ・16年 7月27日 第10回協議会において、合併の期日を平成17年4月1日に変更すること及び新市建設計画を決定。
- ・16年 8月 9日 合併協定に調印。
- ・16年 9月24日 2市1町の議会において合併関連議案を議決。
- ・16年10月13日 県知事に合併申請書を提出。
- ・16年12月20日 県議会において、合併関連議案を議決。
- ・16年12月21日 県知事処分。
- ・16年12月24日 県知事が総務大臣に届出。
- ・17年 1月20日 総務大臣告示。
- ・17年 4月 1日 新「一宮市」発足。

## ③ 愛西市【H17.4.1合併】

合併重点支援地域 【H15.3.26指定】



- ・15年 4月 1日 任意合併協議会「海部西部4町村任意合併協議会」設置。
- ・15年 9月18日・24日 4町村が9月議会で法定協議会設置議案を議決。
- ・15年10月 1日 「海部西部4町村合併協議会」設置。
- ・15年11月28日 第4回協議会において、合併方式を「新設合併」とすること、及び新市の名称は公募方式により決めることを決定。
- ・15年12月26日 第5回協議会において、合併期日を平成17年3月22日とすることを決定。
- ・16年 2月13日 第7回協議会において、新市の事務所の位置を現佐屋町役場とすることを決定（他の3町村の役場は総合支所機能を有する分庁舎<sup>あいちさいし</sup>）。
- ・16年 4月21日 第11回協議会において、新市の名称を「愛西市」とすることを決定。
- ・16年 6月25日 第14回協議会において、合併期日を平成17年3月22日から同年4月1日に変更することを決定。
- ・16年 8月27日 第18回協議会において、新市建設計画を決定。
- ・16年 9月 1日 合併協定に調印。
- ・16年 9月21日 4町村の議会において合併関連議案を議決。
- ・16年11月 5日 県知事に合併申請書を提出。
- ・16年12月20日 県議会において、合併関連議案を議決。
- ・16年12月21日 県知事処分。
- ・16年12月24日 県知事が総務大臣に届出。
- ・17年 1月20日 総務大臣告示。
- ・17年 4月 1日 「愛西市」発足。

#### ④ 豊田市【H17.4.1合併】

合併重点支援地域 【H15.11.1指定】



- ・14年11月25日 「豊田加茂8市町村合併研究会」が発足。
- ・15年8月5日 第6回研究会において、三好町が合併検討の枠組みから離脱。研究会は解散。7市町村での合併協議継続について、6町村から豊田市に要望。
- ・15年10月20日～24日 7市町村が議会で法定協議会設置議案を議決。
- ・15年11月1日「豊田加茂合併協議会」設置。
- ・15年12月11日 第2回協議会において基本4項目を決定。①合併方式は豊田市への「編入合併」、②合併期日は平成17年3月まで、③新市の名称は「豊田市」、④事務所の位置は現豊田市役所。
- ・16年5月28日 第8回協議会において、合併期日を平成17年3月から同年4月1日に変更することを決定。
- ・16年8月21日 第11回協議会において、新市建設計画を決定。
- ・16年11月1日 合併協定に調印。
- ・16年11月9日 7市町村の議会において合併関連議案を議決。
- ・16年11月12日 県知事に合併申請書を提出。
- ・16年12月20日 県議会において、合併関連議案を議決。
- ・16年12月21日 県知事処分。
- ・16年12月24日 県知事が総務大臣に届出。
- ・17年1月20日 総務大臣告示。
- ・17年4月1日 新「豊田市」発足。

## ⑤ 田原市【H17.10.1合併】

合併重点支援地域 【H16.8.16指定】



- ・16年 4月22日 渥美町は、臨時議会で「渥美町が田原市へ編入合併することについての意思を問う住民投票条例」案を議決。
- ・16年 5月23日 渥美町は「渥美町が田原市へ編入合併することについての意思を問う住民投票」を実施。賛成が多数（85.1%）
- ・16年 8月 3日 田原市、渥美町が議会で、法定協議会設置議案を議決。
- ・16年 8月16日 「田原市・渥美町合併協議会」設置。
- ・16年 8月31日 第2回協議会において、①合併方式を田原市への「編入合併」、②新市の名称を「田原市」、③事務所の位置を現田原市役所とすることを決定。
- ・16年11月11日 第7回協議会において、合併期日を平成17年10月1日とすることを決定。
- ・16年12月 8日 第9回協議会において、新市建設計画を決定。
- ・16年12月24日 合併協定に調印。
- ・16年12月27日 両市町の議会において合併関連議案を議決。
- ・17年 1月 5日 県知事に合併申請書を提出。
- ・17年 3月18日 県議会において、合併関連議案を議決。
- ・17年 3月22日 県知事処分。
- ・17年 3月24日 県知事が総務大臣に届出。
- ・17年 4月15日 総務大臣告示。
- ・17年10月 1日 新「田原市」発足。

〔補足〕

- ・15年 8月20日 旧渥美郡田原町と赤羽根町が合併し、「田原市」発足。

- ・15年 2月 5日 「田原町・赤羽根町合併協議会」設置。
- ・15年 2月19日 第2回協議会において、合併方式を田原町が赤羽根町を「編入合併」に決定。
- ・15年 2月26日 第3回協議会において、新市の名称を「田原市」とし、事務所の位置を現田原町役場とすることを決定。
- ・15年 3月25日 第6回協議会において、合併期日を平成15年8月20日とすることを決定。
- ・15年 4月29日 第8回協議会において、新市建設計画を決定。  
合併協定に調印。
- ・15年 5月 8日 両町議会において、合併関連議案を議決。
- ・15年 5月12日 県知事に合併申請書を提出。
- ・15年 7月 7日 県議会において、合併関連議案を議決。
- ・15年 7月 8日 県知事処分。
- ・15年 7月 9日 県知事が総務大臣に届出。
- ・15年 7月23日 総務大臣告示。
- ・15年 8月20日 「田原市」発足。

## ⑥ 設楽町【H17.10.1合併】

合併重点支援地域 【H16.4.13指定】



- ・15年 7月 1日 「北設楽5町村任意合併協議会」を設置。
- ・15年12月26日 「北設楽5町村任意合併協議会」を解散。
- ・16年 4月 6日 設楽町及び津具村が議会で法定協議会設置議案を議決。
- ・16年 4月 8日 「設楽町・津具村合併協議会」設置。
- ・16年 6月18日 第3回協議会において、①合併方式は「新設合併」、②新町の名称は公募方式、③事務所の位置は現設楽町役場とすることを決定。
- ・16年 9月16日 第6回協議会において、新町の名称を「設楽町」とすることを決定。
- ・16年12月20日 第9回協議会において、合併期日を平成17年10月1日とすることを決定。
- ・17年 1月21日 第10回協議会において、新町建設計画を決定。
- ・17年 2月16日 合併協定に調印。
- ・17年 3月 3日 両町村の議会において合併関連議案を議決。
- ・17年 3月29日 県知事に合併申請書を提出。
- ・17年 7月 7日 県議会において、合併関連議案を議決。
- ・17年 7月 8日 県知事処分。
- ・17年 7月19日 県知事が総務大臣に届出。
- ・17年 8月24日 総務大臣告示。
- ・17年10月 1日 新「設楽町」発足。

## ⑦ 新城市【H17.10.1合併】

合併重点支援地域 【H15.6.30指定】



- ・14年11月 8日 任意合併協議会「新城南北設楽任意合併協議会」設置。
- ・15年 6月 4日 任意合併協議会を解散し、新城市、鳳来町、作手村と北設楽郡5町村に分かれて合併の検討を進めることを合意。
- ・15年 7月14日 3市町村の臨時議会で法定協議会設置議案を議決。
- ・15年 7月17日 「新城市・鳳来町・作手村合併協議会」設置。
- ・15年 9月29日 第3回協議会において、合併目標期日を平成17年3月31日までとすることを決定。(合併特例法の経過措置、協議の進捗状況等により見直しを検討)
- ・15年10月21日 第4回協議会において、合併方式を「新設合併」とすることを決定。
- ・15年12月24日 第6回協議会において、新市の事務所の位置を現新城市役所とし、2町村の役場を総合支所とすることを決定。
- ・16年3月1日～3月12日 住民意見交換会を実施。
- ・16年 4月14日 第10回協議会において、新市の名称を「新城市」とすることを決定。
- ・16年 7月23日 第16回協議会において、合併目標期日を平成17年10月1日～平成18年3月31日とすることを決定。
- ・16年 8月28日 第17回協議会において、新市建設計画を決定。
- ・16年10月25日 第19回協議会において、合併期日を平成17年10月1日とすることを決定。
- ・17年 1月23日 合併協定に調印。
- ・17年 2月 9日 各市町村の議会において合併関連議案を議決。
- ・17年 3月29日 県知事に合併申請書を提出。
- ・17年 7月 7日 県議会において、合併関連議案を議決。
- ・17年 7月 8日 県知事処分。
- ・17年 7月19日 県知事が総務大臣に届出。
- ・17年 8月24日 総務大臣告示。
- ・17年10月 1日 新「新城市」発足。

## ⑧ 豊根村【H17. 11. 27合併】

合併重点支援地域 【H16. 11. 30指定】



- ・16年11月10日 豊根村、富山村が議会で、法定協議会設置議案を議決。  
「豊根村・富山村合併協議会」設置。
- ・16年11月26日 第2回協議会において、①合併方式を豊根村への「編入合併」、②新村の名称を「豊根村」、③事務所の位置を現豊根村役場とすることを決定。
- ・17年 1月28日 第5回協議会において、合併期日を平成17年11月27日とすることを決定。
- ・17年 2月24日 第7回協議会において、新村建設計画を決定。
- ・17年 3月16日 合併協定に調印。
- ・17年 3月18日 両村の議会において合併関連議案を議決。
- ・17年 3月29日 県知事に合併申請書を提出。
- ・17年 7月 7日 県議会において、合併関連議案を議決。
- ・17年 7月 8日 県知事処分。
- ・17年 7月19日 県知事が総務大臣に届出。
- ・17年 8月24日 総務大臣告示。
- ・17年11月27日 新「豊根村」発足。

## ⑨ 岡崎市【H18. 1. 1合併】

合併重点支援地域 【H16. 1. 1指定】



- ・15年 7月 9日 「岡崎額田地区合併研究会」設置。
- ・15年11月14日 岡崎市長及び額田町長は議会に岡崎市・額田町法定合併協議会の設置議案を提案することを、幸田町長は合併協議会への参加を見送ることを表明。
- ・15年12月18日 1市1町が議会で法定協議会設置議案を議決。
- ・16年 1月 1日「岡崎市・額田町合併協議会」設置。
- ・16年 2月24日 第2回協議会において、合併の方式を岡崎市への「編入合併」とすること、合併の期日を合併特例法の期限内（平成17年3月31日）までを目指すこと、新市の名称を「岡崎市」とすること、新市の事務所の位置を現岡崎市役所とすることを決定。
- ・16年 6月23日 第6回協議会において、合併期日を平成18年1月1日に変更することを決定。
- ・17年 1月31日 第12回協議会において、新市建設計画を決定。
- ・17年 2月16日 合併協定に調印。
- ・17年 3月25日 両市町の議会において合併関連議案を議決。
- ・17年 3月28日 県知事に合併申請書を提出。
- ・17年 7月 7日 県議会において、合併関連議案を議決。
- ・17年 7月 8日 県知事処分。
- ・17年 7月19日 県知事が総務大臣に届出。
- ・17年 8月24日 総務大臣告示。
- ・18年 1月 1日 新「岡崎市」発足。

## ⑩ 北名古屋市【H18. 3. 20合併】

合併重点支援地域 【H16. 4. 30指定】



- ・16年 4月13日 師勝町、西春町が議会で、法定協議会設置議案を議決。
  - ・16年 4月15日 「師勝町・西春町合併協議会」設置。
  - ・16年 4月30日 第1回協議会において、合併の方式を「新設合併」とすることを決定。
  - ・16年 7月 2日 第3回協議会において、①合併期日を平成18年3月20日、②新市の名称は公募とすることを決定。
  - ・16年 9月 2日 第5回協議会において、新市の事務所の位置を現西春町役場とすることを決定。
  - ・16年11月 2日 第7回協議会において、新市の名称を「北名古屋市」とすることを決定。
  - ・17年 1月24日 第9回協議会において、新市建設計画を決定。
  - ・17年 2月 2日 合併協定に調印。
  - ・17年 3月 2日 両町の議会において合併関連議案を議決。
  - ・17年 3月17日 県知事に合併申請書を提出。
  - ・17年 3月31日 「師勝町・西春町合併協議会」廃止。
- ↓
- ・17年 4月 1日 「師勝町・西春町合併準備室」設置。
  - ・17年 7月 7日 県議会において、合併関連議案を議決。
  - ・17年 7月 8日 県知事処分。
  - ・17年 7月19日 県知事が総務大臣に届出。
  - ・17年 8月24日 総務大臣告示。
  - ・18年 3月20日 「北名古屋市」発足。

## ⑪ 弥富市【H18. 4. 1合併】



- ・17年 4月18日 十四山村が議会で、法定協議会設置議案を議決。
- ・17年 4月21日 弥富町が議会で、法定協議会設置議案を議決。
- ・17年 5月 1日 「弥富町・十四山村合併協議会」設置。
- ・17年 5月10日 第1回協議会において、合併方式を「対等合併・編入方式」（法制度上は、十四山村を廃し、弥富町に編入）を決定。
- ・17年 5月31日 第2回協議会において、①新市の名称を「弥富市」とすること、②新市の事務所の位置を現弥富町役場とすることを決定。
- ・17年 8月10日 第7回協議会において、合併期日を平成18年4月1日とすることを決定。
- ・17年 9月21日 第9回協議会において、新市基本計画を決定。
- ・17年10月 6日 合併協定に調印。
- ・17年10月 7日・8日 両町村の議会において合併関連議案を議決。
- ・17年11月 4日 県知事に合併申請書を提出。
- ・17年12月16日 県議会において、合併関連議案を議決。
- ・17年12月16日 県知事処分。
- ・17年12月22日 県知事が総務大臣に届出。
- ・18年 1月23日 総務大臣告示。
- ・18年 4月 1日 「弥富市」発足。

## ⑫ 清須市【H21.10.1合併】



清須市

- ・20年 3月24日 清須市・春日町が議会で、法定協議会設置議案を議決。
- ・20年 4月 1日 「清須市・春日町合併協議会」設置。
- ・20年 5月15日 第1回協議会開催。
- ・20年 6月16日 第2回協議会において、①合併方式を清須市への「編入合併」、②新市の名称を「清須市」、③事務所の位置を現清須市役所、④合併期日を平成21年10月1日とすることを決定。
- ・20年 7月15日 第3回協議会開催。
- ・20年 8月18日 第4回協議会開催。
- ・20年 9月16日 第5回協議会開催。
- ・20年10月14日 第6回協議会開催
- ・20年11月14日 第7回協議会において「新市基本計画」を決定。
- ・20年11月25日 合併協定に調印。
- ・20年12月19日 春日町議会において合併関連議案を議決。
- ・20年12月22日 清須市議会において合併関連議案を議決。
- ・21年 1月23日 県知事に合併申請書を提出。
- ・21年 3月25日 県議会において、合併関連議案を議決。
- ・21年 3月25日 県知事処分。
- ・21年 3月26日 県知事が総務大臣に届出。
- ・21年 4月16日 総務大臣告示。
- ・21年10月 1日 新「清須市」発足

[補足]

- ・17年 7月 7日 西枇杷島町と清洲町と新川町が合併し「清須市」発足。

- ・15年12月18日 任意合併協議会「西枇杷島町・清洲町・新川町合併検討協議会」設置。
- ・16年 3月18日～24日 3町が議会で法定協議会設置議案を議決。
- ・16年 4月 1日 「西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会」設置。
- ・16年 4月 6日 第1回協議会において、合併方式を「新設合併」とすることを決定
- ・16年 4月26日 第2回協議会において、合併期日を平成17年3月22日とすることを決定。
- ・16年 7月12日 第7回協議会において、新市の事務所の位置を現新川町役場とすることを決定。
- ・16年 7月26日 第8回協議会において、合併期日を平成17年7月7日に変更することを決定。
- ・16年 8月10日 第9回協議会において、新市の名称を「清須市」とすることを決定。
- ・16年12月 9日 第15回協議会において、新市建設計画を決定。
- ・16年12月15日 合併協定に調印。
- ・16年12月24日 3町の議会において合併関連議案を議決。
- ・17年 1月19日 県知事に合併申請書を提出。
- ・17年 3月18日 県議会において、合併関連議案を議決。
- ・17年 3月22日 県知事処分。
- ・17年 3月24日 県知事が総務大臣に届出。
- ・17年 4月15日 総務大臣告示。
- ・17年 7月 7日 「清須市」発足

### ⑬ 豊川市【H22. 2. 1合併】



豊川市

- ・21年 6月15日 豊川市・小坂井町が議会で、法定協議会設置議案を議決。
- ・21年 6月16日 「豊川市・小坂井町合併協議会」設置。
- ・21年 6月26日 第1回協議会において、①合併の方式を豊川市への「編入合併」、②合併の期日を平成22年2月1日、③新市の名称を「豊川市」、④事務所の位置を現豊川市役所とすることを決定。
- ・21年 7月 7日 第2回協議会開催。
- ・21年 8月 3日 第3回協議会において「新市基本計画」を決定。
- ・21年 8月 4日 合併協定に調印。
- ・21年 8月11日 両市町の議会において合併関連議案を議決。
- ・21年 8月17日 県知事に合併申請書を提出。
- ・21年10月14日 県議会において、合併関連議案を議決。
- ・21年10月14日 県知事処分。
- ・21年10月15日 県知事が総務大臣に届出。
- ・21年11月10日 総務大臣告示。
- ・22年 2月 1日 新「豊川市」発足。

#### [補足]

- ・20年 1月15日 豊川市と宝飯郡音羽町及び同郡御津町が合併し「豊川市」発足。

- ・19年 6月 8日 豊川市・音羽町・御津町が議会で、法定協議会設置議案を議決。
- ・19年 6月 9日 「豊川市・音羽町・御津町合併協議会」設置。
- ・19年 6月22日 第1回協議会において、①合併方式を豊川市への「編入合併」、②合併の期日を平成20年1月15日、③新市の名称を「豊川市」、④事務所の位置を現豊川市役所とすることを決定。
- ・19年 7月 2日 第2回協議会開催。
- ・19年 7月10日 第3回協議会開催。
- ・19年 7月18日 第4回協議会開催。
- ・19年 8月 6日 第5回協議会において「新市基本計画」を決定。
- ・19年 8月 6日 合併協定に調印。
- ・19年 8月16日 豊川市、音羽町及び御津町議会において廃置分合申請議案を議決。
- ・19年 8月16日 県知事に合併申請書を提出。
- ・19年10月12日 県議会において、合併関連議案を議決。
- ・19年10月12日 県知事処分。
- ・19年10月22日 県知事が総務大臣に届出。
- ・19年11月 9日 総務大臣告示。

- ・18年 2月 1日 豊川市と宝飯郡一宮町が合併し「豊川市」発足。

- ・16年11月22日・24日 一宮町、豊川市が議会で、法定協議会設置議案を議決。
- ・16年11月25日 「豊川市・一宮町合併協議会」設置。
- ・16年12月16日 第2回協議会において、①合併方式を豊川市への「編入合併」、②新市の名称を「豊川市」とすることを決定。
- ・16年12月17日 一宮町は、議会で「一宮町が豊川市と編入合併することの是非に関する住民投票条例」案を議決。
- ・16年12月21日 第3回協議会において、合併期日を平成18年2月1日とすることを決定。
- ・16年12月27日 第4回協議会において、事務所の位置を現豊川市役所とすることを決定。
- ・17年 2月27日 一宮町は「合併の是非に関する住民投票」を実施。賛成が過半数（50.1%）。
- ・17年 3月 1日 第8回協議会において、新市建設計画を決定。
- ・17年 3月12日 合併協定に調印。
- ・17年 3月22日・23日 両市町の議会において合併関連議案を議決。
- ・17年 3月29日 県知事に合併申請書を提出。
- ・17年 7月 7日 県議会において、合併関連議案を議決。
- ・17年 7月 8日 県知事処分。
- ・17年 7月19日 県知事が総務大臣に届出。
- ・17年 8月24日 総務大臣告示。

⑭ あま市【H22. 3. 22合併】



あま市

- ・ 21年 3月24日 七宝町が議会で、法定協議会設置議案を議決。
- ・ 21年 4月 6日 美和町・甚目寺町が議会で、法定協議会設置議案を議決。
- ・ 21年 4月10日 「七宝・美和・甚目寺町合併協議会」設置。
- ・ 21年 4月13日 第1回協議会において、合併方式を「新設（対等）」合併とすることを決定。
- ・ 21年 4月30日 第2回協議会において、合併期日を平成22年3月22日とすることを決定。
- ・ 21年 5月14日 第3回協議会開催。
- ・ 21年 5月25日 第4回協議会開催。
- ・ 21年 6月12日 第5回協議会開催。
- ・ 21年 6月26日 第6回協議会開催。
- ・ 21年 7月 8日 第7回協議会開催。
- ・ 21年 7月24日 第8回協議会において、①新市の名称を「あま市」、②事務所の位置を当分の間、現美和町役場とすることを決定。
- ・ 21年 8月 6日 第9回協議会開催。
- ・ 21年 8月19日 第10回協議会開催。
- ・ 21年 9月10日 第11回協議会において「新市基本計画」を決定。
- ・ 21年10月 1日 第12回協議会開催。
- ・ 21年10月 2日 合併協定に調印。
- ・ 21年10月13日 3町の臨時議会において、合併関連議案を議決。
- ・ 21年10月20日 県知事に合併申請書を提出。
- ・ 21年12月16日 県議会において、合併関連議案を議決。
- ・ 21年12月16日 県知事処分。
- ・ 21年12月17日 県知事が総務大臣に届出。
- ・ 22年 1月12日 総務大臣告示。
- ・ 22年 3月22日 「あま市」発足。

⑮ 西尾市【H23. 4. 1合併】



西尾市

- ・ 21年12月18日 西尾市、一色町及び幡豆町が議会で、法定協議会設置議案を議決。
- ・ 21年12月22日 吉良町が議会で、法定協議会設置議案を議決。
- ・ 21年12月25日 「西尾市・幡豆郡三町合併協議会」設置。
- ・ 22年 1月14日 第1回協議会開催。
- ・ 22年 1月22日 第2回協議会において、①合併方式を西尾市への「編入合併」、②合併期日は平成23年3月を目標とする、③新市の名称を「西尾市」、④事務所の位置を現西尾市役所とすることを決定。
- ・ 22年 2月10日 第3回協議会開催。
- ・ 22年 2月22日 第4回協議会開催。
- ・ 22年 3月30日 第5回協議会開催。
- ・ 22年 4月15日 第6回協議会開催。
- ・ 22年 4月27日 第7回協議会開催。
- ・ 22年 5月12日 第8回協議会開催。
- ・ 22年 5月24日 第9回協議会開催。
- ・ 22年 6月28日 第10回協議会開催。
- ・ 22年 7月 5日 第11回協議会開催。
- ・ 22年 8月 9日 第12回協議会において、合併期日を平成23年4月1日とすることを決定。
- ・ 22年 8月16日 第13回協議会において、「新市基本計画」を決定。
- ・ 22年 8月27日 合併協定に調印。
- ・ 22年 9月 7日 幡豆町議会において、合併関連議案を議決。
- ・ 22年 9月24日 吉良町議会において、合併関連議案を議決。
- ・ 22年 9月28日 西尾市議会、一色町議会において、合併関連議案を議決。
- ・ 22年11月 8日 県知事に合併申請書を提出。
- ・ 22年12月16日 県議会において、合併関連議案を議決。
- ・ 22年12月16日 県知事処分。
- ・ 22年12月17日 県知事が総務大臣に届出。
- ・ 23年 1月31日 総務大臣告示。
- ・ 23年 4月 1日 新「西尾市」発足。